の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AJ_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{30} ＝ 0.01301

$AK_{令元}$ ＝ 0.00038

$AK_{令2}$ ＝ 0.00064

$AK_{令3}$ ＝ 0.00086

β　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AL_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{29} ＝ 0.0128

AM_{30} ＝ 0.01301

$AM_{令元}$ ＝ 0.00038

$AM_{令2}$ ＝ 0.00064

の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AL_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{30} ＝ 0.00063

$AM_{令元}$ ＝ 0.00038

$AM_{令2}$ ＝ 0.00064

β　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AN_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{29} ＝ 0.0128

AO_{30} ＝ 0.00063

$AO_{令元}$ ＝ 0.00038

$AO_{令2}$ ＝ 0.00064